

● ● ● 経営情報あれこれ ● ● ●

》 》 》 》 》 》 》 》 》 令和 4 年 5 月号 《 《 《 《 《 《 《 《 《

★事業承継税制★

令和 4 年 3 月の法令改正により、非上場株式の相続税（贈与税）の納税猶予の特例措置が一部改正され、これまで令和 5 年 3 月 31 日までとされていた特例承認計画の提出期限が令和 6 年 3 月 31 日にまでに延長されました。

非上場株式の相続税（贈与税）の納税猶予の特例措置は、一定の要件を満たすことで、非上場株式に係る相続税（贈与税）の全額（100%）を納税猶予とする制度です。令和 6 年 3 月 31 日までに、特例承認計画を都道府県に提出することで、令和 9 年 3 月 31 日までの非上場株式にかかる相続（又は贈与）に適用が可能となります。

1、事業承継税制の概要

相続税は、被相続人が生涯において蓄積した財産に関し、相続によりこれを取得した相続人の担税力を課税の根拠とし、課税価格に対し税率 10%～55%の税金負担を求めるものです。

被相続人の財産の全てに相続税を負担させると、被相続人の営んでいた事業（農業、林業、個人事業、法人事業、医業）の継続が困難となり、産業政策上望ましくないこととなります。また、博物館等に美術品等を継続して寄託する場合においても、これに相続税を負担させると美術品等の処分がなされる等、望ましくないこととなります。

そこで、これらに係る相続税に関しては、相続税の納税を猶予し、一定の条件を満たした場合には、猶予した相続税の免除を認める、次のような制度があります。

①農地等についての相続税の納税猶予及び免税等の特例

農業を保護し、農地を確保するための制度であり、一定の要件が必要となります。

②山林についての相続税の納税猶予及び免税等の特例

一定の要件を満たす山林経営を行う相続人に適用される制度です。

③特定美術品についての相続税の納税猶予及び免税等の特例

美術館に特定の美術品を寄託している場合に適用されます。

④個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免税等の特例

⑤非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免税等の特例

⑥医療法人の持分に係る相続税の納税猶予及び免税等の特例

従来の個人経営の医療法人から公共性の高い医療法人への移行のための制度です。

2、非上場株式の相続税等の納税猶予

(1) 概要

非上場株式の相続税（贈与税）の納税猶予及び免除の特例に関する制度には、一般措置と特例措置があります。

①一般措置

一般措置は、期間制限のない制度ですが、対象となる非上場株式の割合は、総株式数の最大3分の2までであり、納税猶予割合も相続税等の80%です。

②特例措置

特例措置は、平成30年1月1日から10年間限定の制度であり、被相続人が保有する全株式に係る相続税の全額が納税猶予となるものです。

【図表 5-6 特例措置と一般措置の相違点】

	特例措置	一般措置
事前の計画策定等	5年以内の特例承継計画の提出 【平成30年4月1日から令和5年3月31日まで】	不要
適用期限	10年以内の相続等・贈与 【平成30年1月1日から令和9年12月31日まで】	なし
対象株数 ^(注1)	全株式	総株式数の最大3分の2まで
納税猶予割合	100%	相続等：80%、贈与：100%
承継パターン	複数の株主から最大3人の後継者	複数の株主から1人の後継者
雇用確保要件	弾力化 ^(注2)	承継後5年間 平均8割の雇用維持が必要
事業の継続が困難な事由が生じた場合の免除	譲渡対価の額等に基づき再計算した猶予税額を納付し、従前の猶予税額との差額を免除	なし (猶予税額を納付)
相続時精算課税の適用	60歳以上の贈与者から20歳以上の者への贈与 (相続特別措置法第70条の2の7等)	60歳以上の贈与者から20歳以上の推定相続人（直系卑属）・孫への贈与 (相続税法第21条の9・相続特別措置法第70条の2の6)

(注) 1 議決権に制限のない株式等に限りません。

- 2 雇用確保要件を満たさなかった場合には、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第20条第3項に基づき、要件を満たさなかった理由等を記載した報告書を都道府県知事に提出し、その確認を受ける必要があります。
- なお、当該報告書及び確認書の写しは、継続届出書の添付書類とされています。

(出典：国税庁)

(2) 対象となる企業

対象となる中小企業者とは、その属する業種ごとに、資本金又は従業員数が一定以下の会社をいいます。

この場合、資本金又は従業員数（一定時間以上勤務する従業員）のいずれかを満たす必要があります。

業 種	資本金	従業員数
製造業、建設業、運輸業、その他の業種	3億円以下	300人以下
製造業のうち、ゴム製品製造業（自動車用又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く）	3億円以下	900人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
サービス業のうち ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
サービス業のうち旅館業	5,000万円以下	200人以下

(3) 適用手続き等

非上場株式に係る相続税等の納税猶予の特例措置に関する適用手続きは、次のとおりです。

なお、この100%の納税猶予の特例措置は、令和9年3月31日までの相続・贈与に適用されます。仮に、令和9年4月1日以後に相続が開始される見込みである場合には、令和6年3月31日までに特例承認計画の策定と提出を行い、令和9年3月31日までに、まず贈与に関しこの特例措置を適用し、その後、相続が開始した際に、切替確認を行い、相続税の納税猶予の適用を受けることで100%の特例措置が適用できます。

①特例承継計画策定と提出

特例承継計画書は、会社が作成し、認定支援機関（商工会、金融機関、税理士等）が所見を記載します。特例承継計画は、令和6年3月31日までに都道府県に提出しなければなりません。

（注）改正前の提出期限は、令和5年3月31日まででしたが、1年延長されました。

②円滑法による認定申請

相続の開始又は贈与を受けた場合には、一定の期日までに都道府県知事に対し、一定の要件を満たしている事業承継であることに関し、円滑化法による認定を得るため、申請書及び必要な書類を添付して、認定申請を行い、認定を受ける必要が

あります。

実際の認定申請においては、時間的な余裕をもって認定申請することが望まれます。

イ、相続の場合

相続開始から8ヶ月以内に承認申請を行い、認定を受ける必要があります。

ロ、贈与の場合

贈与を受けた年の翌年1月15日までに、承認申請を行い、認定を受ける必要があります。

③税務署への申告

この制度の適用手続きは、次の通りです。

イ、相続の場合

相続開始から10ヶ月以内に、納税猶予の特例措置の適用を受ける旨の書類、認定書の写し等の必要書類を添付し、相続税の申告を行います。

ロ、贈与の場合

贈与の年の翌年の3月15日までに、納税猶予の特例措置の適用を受ける旨の書類、認定書の写し等の必要書類を添付し、相続税の申告を行います。この場合、相続時精算課税の特例を適用することもできます。

ハ、担保の提供

申告とともに、相続税（贈与税）に相当する担保（非上場株式等）を提供します。

④年次報告書と継続届出書の提出

相続税（贈与税）の申告後、5年間、毎年、一定の期日までに、次の書類を作成し、提出する必要があります。

イ、都道府県 年次報告書（年1回）

ロ、税務署 継続届出書（年1回）

⑤5年経過後の実績報告

雇用が平均80%を下回った場合、その理由を記載し、認定指定機関が確認した書類を提出する必要があります。その理由が経営状況の悪化等である場合、認定支援機関から指導・助言を受け、その内容を記載する必要があります。

⑥申告期限から6年目以降

3年に1回、税務署へ「継続届出書」を提出します。

3、特例措置（贈与）を受けるための要件

非上場株式の贈与税の納税猶予の特例措置を受けるための要件の概要は、次のとおりです。ただし、令和6年3月31日までに特例承認計画を提出し、円滑法による認定申請と承認を受け、申告期限までに贈与税の申告及び担保の提供をしていることが必

要です。

項目	要件	時点
贈与者	①会社の代表権を有していたことがある	贈与前
	②贈与者及び特別関係者が総議決権の50%超を保有	贈与直前
	③贈与者が継承者を除く特別関係者の中で最も多く株式保有	
	④贈与時に会社の代表権を有していないこと	贈与时
後継者	①特例措置適用の贈与を受けた者であること	贈与时
	②20歳以上であること	
	③会社の代表権を有していること	
	④後継者と後継者の特別関係者が総議決権の50%超を保有	
	⑤後継者と特別関係者の中で、後継者が最も多く株式を保有	
	⑥贈与の日まで引続き3年以上会社の役員であること	贈与の日
	⑦特例対象受贈非上場株式の全部を保有していること	申告期限まで
	⑧これまでに事業承継税制の適用を受けていないこと	
	⑨円滑法の確認を受けた会社の特例後継者であること	
会社	①都道府県知事の円滑化法の認定を受けていること	申告期限
	②中小企業者に該当すること	贈与时
	③非上場会社に該当すること	
	④風俗営業会社に該当しないこと	
	⑤特定特別関係会社が、中小、非上場で風俗に該当しないこと	
	⑥従業員が1名以上（海外子会社がある場合5名以上）	
	⑦資産保有会社又は資産運用型会社に該当しないこと（注）	
	⑧総収入金額がゼロを超えていること	
	⑨黄金株がある場合、後継者のみが所有していること	
	⑩現物出資等資産の割合が70%未満であること	

（注）資産保有会社又は資産運用会社

現預金、有価証券、自ら使用していない不動産等の割合が70%以上又はこれらの資産の運用収入が総収入の75%以上の会社（但し、一定の場合を除く）

★事務所から★

当事務所では、お客様の事業承継のお手伝いをさせていただいております。皆様（又は知人・友人）の事業承継のお手伝いをさせていただければ幸いに存じます。

（公認会計士辻中事務所、税理士法人みらい）